

憲法学と歴史学との対話は可能か？
—高橋幸八郎のフランス革命史・経済史研究を起点として
The Possibility of Dialogue between Constitutional Studies and Historical Studies:
How Constitutional Scholars in Postwar Japan Accepted the Theory of
Economic History of Kohachiro Takahashi and his Successors?

H29助人12

代表研究者 阪 本 尚 文 福島大学 行政政策学類 准教授

Naofumi Sakamoto

*Associate Professor, Faculty of Administration and Social Sciences,
Fukushima University*

To clarify the conditions of dialogue between constitutional studies and historical studies, first, we elucidated the characteristics of Kohachiro Takahashi's researches on the economic history. Takahashi (1912-80) was a leading historian in postwar Japan who specialized in economic history and the French Revolution. Secondly, we examined how constitutional scholars accepted his theory. Finally, we critically analyzed why 'the controversy on the freedom of trade' advocated by one of the successors of Takahashi, Tomoyoshi Okada, failed to articulate these two different theories. The conclusion is as follows: The framework of the studies of the postwar economic history had a strong influence on the theoretical formation of the postwar constitutional studies. Meanwhile, it has gradually lost its influence since late 1970s in the area of empirical-based historical approaches. However, since its practical interest was headed to conserve the current constitutional regime created by the postwar reform, this approach is still efficient in the field of constitutional studies. For instance, in the case when constitutional scholars following this theoretical framework felt that the philosophy of the Constitution of Japan was being threatened in the real politics, they would be able to refer to the results of the studies of the postwar economic history through constructing counter narratives. In fact, in the times of the bubble economy in late 1980s, Youichi Higuchi extracted the ideal-type of the public society of "Rousseau-Jacobin" based on the recognition that individuals were still buried in the community in Japan. Therefore, as long as constitutional studies try to criticize the Japan society in light of the ideal value of the Constitution of Japan, there is a possibility that they recall the legacy of the studies of the postwar economic history. It will be that the range of the studies of postwar economic history as 'idea' is wider than that of 'science'. Over all, this research finding suggests that the dialogue between constitutional studies and historical studies should be established through critical reinvestigations of the conventional postwar economic thought.

研究目的

本研究は、憲法学が歴史学と活発なコミュニケーションを行うための手がかりを発見するために、戦後日本の憲法学が歴史学、とりわけ経済史学とどのように切り結んだか、あるいは行き違いに終わったかという交流史を分析することを目的とした。

戦後の経済史学は、「前近代的な」日本社会において、近代的な主体としての個人を確立するための条件を、西洋経済史のなかに探るという課題を自らに課していたがゆえに、長らく戦後社会科学の輝ける旗手となってきた。この歴史学の一部門から強い影響を受けた度合についていえば、憲法学は他の領野に勝るとも劣らない。戦後日本の憲法学はとりわけ主権論において高度な理論の精緻化を成し遂げたが、その達成は、戦後西洋史学の泰斗、高橋幸八郎のフランス革命史・経済史研究を旺盛に自身の理論体系に摂取し、そこから抽出された主権原理を準拠点として日本国憲法の諸規定を解釈した樋口陽一および杉原泰雄によるところが大きく、戦後憲法学の言説空間では、歴史学の諸領域のうちフランス革命史・経済史の成果が選択的に受容され、現行憲法の最重要概念のひとつである国民主権を読み解く際の指針となってきた。

もっとも、憲法学の基礎理論と経済史学との密接な結びつきは1970年代後半からしだいに低調となり、経済史学を含む歴史学全般と憲法学との隔たりは拡大していった。それと軌を一にして、主権論や経済的自由権をめぐる憲法史研究は、いくつかの重要な例外があるとはいえ、長期の「停滞」(辻村みよ子)に直面することになった。

他方で、2012年に自民党が公表した改憲案が、憲法前文に国民の苦難と栄光の歴史物語

を書き込み、「長い歴史」、「固有の文化」、「良き伝統」(以上、改憲案前文)に対する訴求を通じて憲法の正当化を図ったことで、憲法の前文のテキストそのものが歴史修正主義をめぐる論争のフィールドとなる事態が今日進行している。改憲が現実の政治日程に上るなかで、憲法学が現在の停滞状況を脱して歴史学との間に活発なコミュニケーションを再開し、国民の苦難と栄光の歴史とは異なる歴史叙述の可能性を模索することは喫緊の課題である。この点に、憲法学と歴史学との間に建設的な対話を行う条件を、憲法学と経済史学との(時には誤解や錯綜を含む)交流史に探る本研究の意義がある。

概 要

背景

戦後経済史学は、「前近代的な」日本社会のなかで、近代的な主体としての個人を確立するための条件を西洋経済史に探るという課題を自らに課していたがゆえに、長らく社会科学の輝ける旗手であり、1960年代後半以降、憲法学の言説空間においても、歴史学の諸分野のうち経済史学のフレームワークが選択的に受容され、現行憲法の最重要概念のひとつである国民主権(憲法1条)を読み解く際の指針となった。もっとも、憲法学の基礎理論と経済史学との密接な結びつきは1970年代後半からしだいに低調となり、経済史学を含む歴史学全般と憲法学との隔たりは拡大し、それと軌を一にして、主権論や経済的自由権をめぐる基礎的研究は、いくつかの重要な例外があるとはいえ、長期の「停滞」に直面することにもなった。

他方、近年に自民党が公表した改憲案が、現行憲法に見られる個人の人権の普遍性という原理を捨てて前文に国民の苦難と栄光の歴史物語を書き込み、「長い歴史」、「固有の文

化」、「良き伝統」(以上、改憲案前文)に対する訴求を通じて憲法の正当化を図ったことで、前文改正の是非が復古的歴史観への賛否と直結して議論される事態が進行している。

目的

前述のように改憲が現実の政治日程に上り、憲法前文が歴史認識をめぐる論争の対象となるなかで、本研究は、憲法学が歴史学と活発なコミュニケーションを再開するための手がかりを発見するために、憲法学が戦後の一時期まで社会科学の主潮流であった経済史学といかに切り結んだのか、あるいは行き違いに終わったのかを分析することを目的とした。

成果

1. 戦後日本を代表する経済史家、高橋幸八郎のフランス革命史・経済史研究(高橋史学)の方法論的特徴を分析した。その最大の特徴は、史料を虚心坦懐に読めば歴史の実態(それは本来いかにあったか)が自ら見えてくるという「戦後歴史学以前の、素朴実在論的実証主義」を峻拒し、歴史家の営みが主体的な問いかけによる歴史像の再構成であることを強調する点にあった。
2. 戦後憲法学をけん引した憲法学者である樋口陽一と杉原泰雄が、高橋史学といかに対質したのかを検討した。高橋の比較史のフレームワークに準拠して比較憲法学の構築を目指したのが若き日の樋口陽一であり、封建的土地貴族と中産的生産者の対抗関係として市民革命を把握するとともに諸憲法をその「表現」として類別化する高橋のシェーマは、樋口の比較憲法学体系の骨子となっていた。一方、杉原は、高橋の図式を「逆転」させることで裏側から高橋を強く意識しながら、高橋が敗戦前後に依拠した

フレームワークを、安定化した戦後体制を打破するために換骨奪胎したと言える。

3. 高橋に師事した経済史家、岡田与好が提起した「営業の自由論争」はなぜ行き違いに終わり、両学問分野の対話は停滞していったのかを分析した。戦後日本の改革の歴史的意義を世界史のなかに位置づけて理解しようとする戦後経済史学特有の問題意識への共感が岡田に反発した法学者たちには存在しないことが、論争が不毛なものに終わった重大な要因のひとつではないか、と考えるに至った。
4. 戦後経済史学のフレームワークは、その有効性が歴史学界において失われつつあった時期に戦後第2世代の憲法学説形成に強い影響を及ぼしたが、3.で扱った「営業の自由論争」の帰結が暗示するように、大勢としては憲法学ないし法学一般でもやがて通用力を失っていったことは否定できない。もっとも、1980年代末の日本でもなお共同体のなかに個人が埋没しているという認識のもと、樋口が岡田説の延長線上に「ルソー＝ジャコバン型」国家像を提唱し、(個人を析出するという意味での)市民革命を再演する必要性を訴えたように、たとえ実証性において戦後経済史学が克服されたとしても、日本国憲法の理念が現実の政治・社会状況のなかで脅かされていると考える憲法学者が、日本国憲法に埋め込まれている(と信じるところの)理念的価値に照らして現実のわが国の政治・社会のあり方を批判しようとする限り、憲法学者が戦後経済史学を再び想起する潜在的可能性は今後も存在し続けることになる。『『思想』としての戦後経済史学』は、公権力側の「支配的な物語」に対抗する「対抗・物語」(巻美矢紀)の淵源として依然として憲法学にとっ

て「有用な過去」(サンスティン)なのであって、この知見は両学問の間になお対話が成立する可能性を示唆しているのではないか、という予想を得た。

－以下割愛－